

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した店舗家賃を支払っている
小規模事業者の方の

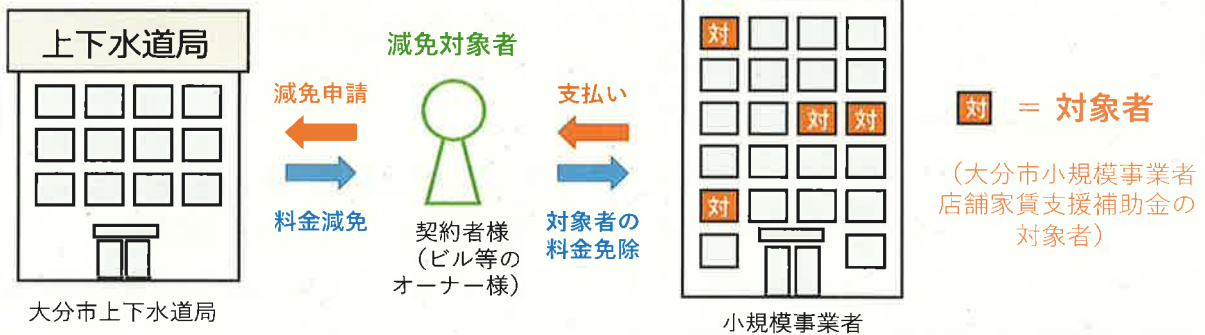
水道料金を免除できる制度を創設しました！

(6月又は7月請求分)

減免の対象者

ビル等のオーナー様の水道料金を減免することで、当該ビルに入居する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した小規模事業者の方の水道料金相当額を免除できる制度を創設いたしました。

ビル等のオーナー様におきましては、対象者の皆様への水道料金の免除に、ご協力をお願い申し上げます。



- ①申請者（ビル等のオーナー様）が大分市と水道の契約を結んでいること
- ②申請者（ビル等のオーナー様）が当該物件の新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の全額免除を受けていないこと
- ③店舗等の賃借人が大分市小規模事業者店舗家賃支援事業の支援を受けていること

減免決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。

減免となる料金

6月に請求する「水道料金」(4月・5月使用水量分)

7月に請求する「水道料金」(5月・6月使用水量分)

ビル等のオーナー様と
契約して支払った金額を

減免

減免となる金額

- ①大分市小規模事業者店舗家賃支援事業者数をビルの戸数で除して得た料金
- ②オーナーから店舗の賃借人への水道料金の領収書等がある方はその金額

※下水道使用料については減免対象になりませんのでご注意ください。

提出書類

- ①水道料金減免申請書兼誓約書
 - ②大分市小規模事業者店舗家賃支援事業の決定通知書の写し
- ※ビル等のオーナー様から店舗の賃借人への水道料金がかかる場合
▶ 領収書など支払い金額がわかる書類

減免申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、減免申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

提出先・期限

- 【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**原則郵送での申請となります**)
※上下水道局営業課でも提出は可能ですが、窓口の混雑を避けるため**必ず事前に電話予約をお願いします**。(受付 平日8:30~17:15まで)
- 【受付開始】 令和2年5月19日(火) から
- 【申請期限】 6月請求分の減免申請 ⇒ **令和2年6月8日(月) 必着**
7月請求分の減免申請 ⇒ **令和2年7月7日(火) 必着**

[お問い合わせ・ご相談先]

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211 (平日8:30~17:15まで)

水道料金減免の対象となる大分市の支援・助成制度

【事業主が申請】

売上げが
半減した

小規模事業者店舗家賃
支援事業

●補助限度額：8万円/月(3月~5月の家賃相当額)

●補助率：5分の4 ●申請期限：6月30日(火)

問い合わせ先 : 商工労政課 ☎547-9791 (コールセンター)

※詳しくは、市報及び市ホームページをご覧ください。

ビル等のオーナー様で「令和2年3月~5月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している全ての事業者」に該当する場合は、水道料金を全額免除する制度が別にございます。ぜひご活用ください。なお、その際は店舗賃借者への水道料金の免除にご協力をお願いします。